

東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)
(傅徳林奨学基金、古賀信介奨学基金含む)

2023年度研究奨励費受給者募集要項

1. 目的

東京大学外国人留学生特別奨学制度(以下、「東京大学フェローシップ」という)は優秀な私費外国人留学生に対し、研究奨励費(以下、「奨励費」という。)を支給することにより、学位取得を目指した本学での学修・研究への取り組みを支援するとともに、特に優秀な私費外国人留学生の受入れを促進することを目的とする。

2. 定義

この要項において、「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

3. 資格

東京大学フェローシップの受給者は、本学の大学院に入学する私費外国人留学生のうち、特に優秀な者とする。ただし、受給期間中は、授業料免除との併用及び奨学厚生を担当する理事が指定する奨学金等との併給はできない。また、東京大学フェローシップに採用された場合、授業料免除申請を辞退する必要がある。

4. 申請

申請者は、所属(予定)部局担当部署の定める期日までに申請書類を当該部局担当部署へ提出すること。

5. 採用者決定

採用者数は、年度によって異なる。

また、採用者のうち、大学院正規課程に入学する中国籍(香港特別行政区及びマカオ特別行政区を含む)の者の一部を傅徳林奨学基金奨学生として、大学院正規課程に入学する米国又は英国籍の者の一部を、古賀信介奨学基金奨学生として採用とする。

6. 提出期限

所属(予定)部局担当部署の定める期日

7. 奨励費

月額200,000円

8. 支給期間

奨励費の支給期間は、原則として東京大学大学院学則(昭和28年3月17日評議会可決)第2条に定める標準修業年限まで(研究生にあつては、その研究期間(ただし、支給開始日から1年間を超えることができない。))とする。

9. 支給方法

奨励費は、在籍確認の上、四半期毎に受給者名義の預金口座へ振り込む。

10. 奨励費支給の停止及び再開

受給者が、休学又は1ヵ月以上にわたり欠席する場合には、奨励費の支給を休止する。その事由が止んだ場合には、奨励費の支給を再開する。

11. 奨励費の支給の打ち切り

受給者が次のいずれかに該当するときは、奨励費の支給を打ち切る。その場合、既に支給した奨励費の全部又は一部の返納が必要となることがある。

- (1)退学又は転学したとき。
- (2)停学の処分を受けたとき。
- (3)学年末の研究成果の報告を怠ったとき。
- (4)前各号のほか、学業成績不良等、受給者として適当でない事実があったとき。

1 2. 奨励費の辞退

受給者が奨励費を辞退する場合には、所属部局担当部署へ速やかに申し出ること。

1 3. 異動の届出

住所、氏名、連絡先等を変更した場合、また、休学、退学、1か月以上の欠席にわたり欠席することが決定した場合等、重要な事項に変更があった場合は、受給者は速やかに所属部局担当部署へ届け出ること。

1 4. 報告書の提出

受給者は、学年末に研究経過報告書、成績証明書、指導教員の評価書を所属部局担当部署の指示に従い提出しなければならない。提出された書類により、学業成績が不良であると認める場合は、当該受給者に対する奨励費の支給を打ち切る。

1 5. 問い合わせ先

不明な点は、所属（予定）部局担当部署に問い合わせること。

傅徳林奨学基金概要：

本基金の設立にご尽力いただいた傅徳林氏は、中国の明時代にまで遡る傅一族のご出身の篤志家であり、永く個人的に日中の留学生を支援して来られた。本学に入学する大学院留学生への支援にもご関心を寄せられ、経済的にご支援いただいている。本奨学基金は、外国人留学生特別奨学制度（東大フェローシップ）のもとで実施され、主に中国籍の留学生の支援に充てられている。

古賀信介奨学基金概要：

ご寄附者である古賀信介氏は本学経済学部をご卒業後、主に金融機関でグローバルな活躍をされた。米国マサチューセッツ工科大学経営大学院に留学（MBA）された経験から米国・英国からの本学大学院への留学支援にご関心があり、古賀奨学基金として経済的にご支援いただいている。本奨学基金は、外国人留学生特別奨学制度（東大フェローシップ）のもとで実施され、米国・英国籍の留学生の支援に充てられている。